

医療保険「はぐファミリー医療保険」重要事項説明書

—まとめ—

商品の仕組み

病気やケガによる入院および手術を保障する医療保険です。

18歳以上の方が被保険者となる「おとな向けプラン」と、17歳以下の方が被保険者となる「お子さま向けプラン」があり、ご家庭のニーズに合ったプランをご選択いただけます。「おとな向けプラン」は、保険契約者が被保険者と同一である場合にご加入いただけます。また、「お子さま向けプラン」は、保険契約者が被保険者の親権者である場合にご加入いただけます。

(保障内容の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。)

ご契約いただけない場合（主だった条件）

以下のような方は、ご契約いただけませんので、ご注意ください

- ・ 現在、女性医療保険「母子保険はぐ」にご加入中の方（「母子保険はぐ」にご加入中の方は、「母子保険はぐ」を解約いただいた後に、この保険にご加入いただけます。）
- ・ 現在、治療中の病気やケガがある方
- ・ 現在、入院または手術の予定がある方
- ・ 過去5年以内に、がんなどの特定の病気や処置で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある方（具体的な病気の種類は次ページをご確認ください。）

保険金をお支払いできない状況（主だったもの）

以下のような場合には、保険金が支払われませんので、ご注意ください

- ・ 本保険に契約する前から生じていた傷害または疾病にかかわる入院・手術費用
- ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失や犯罪行為による損害
- ・ 美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院

保険料のお支払い

保険料は、毎月決められた日にお支払いいただきます。

ご登録いただいたクレジットカードから、自動で支払いがされます。

解約等

月単位で解約ができます。解約手続き完了日後、次の保険料支払日からの保険契約が消滅します。既に保険料の支払いが済んでいる、解約手続き完了日以降分の保険料払い戻しには応じておりません。また、お申込日から8日以内であれば、保険契約申込みの撤回（クーリング・オフ）を行うことができます。クーリング・オフの場合は、保険料を返金いたします。

この書面では、ご契約に関する重要な事項のうち、
 保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項【**契約概要**】と
 お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項【**注意喚起情報**】を記載しています。
 ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および
 特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社お問い合わせフォームよりご連絡ください。

1. 商品の仕組み 【**契約概要**】

- (1) 病気やケガによる入院および手術を保障する医療保険です。
- (2) この保険には、「おとな向けプラン」、「お子さま向けプラン」があり、ご家庭のニーズに合ったプランをご選択いただけます。

2. お申し込みいただける方（被保険者）の範囲 【**契約概要**】

この保険には、責任開始日において日本国内に居住し、満年齢 18 歳以上 64 歳以下の方がお申し込みいただけます。ただし、被保険者の契約日における満年齢および更新日における満年齢は次の範囲に限るものとします。

保障種類	契約日における満年齢	更新日における満年齢
おとな向けプラン	18 歳以上 64 歳以下	65 歳以下
お子さま向けプラン	0 歳以上 17 歳以下	17 歳以下

契約者が被保険者と同一の場合のみお申し込みいただけます。ただし、被保険者が未成年の場合は、親権者が契約者の場合のみお申し込みいただけます。

ただし、以下に該当する被保険者についてはお申込みいただけません。

- ・ 現在、治療中の病気やケガがある方（カゼ・花粉症の治療、歯科診療を除きます）
- ・ 現在、入院または手術の予定がある方（入院または手術を実施するか否かの判断が、本人や家族にまかされている場合も含まれます）
- ・ 最近 3 か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けた事がある方
 [ご確認いただきたいポイント]
 - 検査の結果、治療の必要がなかった場合は除きます
 - 医師には歯科医師を含みます。柔道整復師。あんまマッサージ指圧師等は含みません
 - 検査には定期健康診断を含みません
- ・ 過去 5 年以内に、以下の病気や処置で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある方
 - がん（悪性新生物）、慢性肝炎（肝炎ウィルスキャリアを含む）、肝硬変、慢性膵炎、胆石症
 - 循環器疾患（先天性心疾患、狭心症、心筋梗塞、不整脈、高血圧症）
 - 呼吸器疾患（気管支喘息、間質性肺炎、肺線維症、肺結核）
 - 神経・筋疾患（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、骨髄炎、てんかん、筋炎）
 - 腎疾患（腎炎、腎不全、ネフローゼ）
 - 代謝・内分泌疾患（糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進症）
 - 精神疾患（統合失調症、うつ病、自律神経失調症、パニック障害、その他の精神疾患）
 - 血液疾患（悪性貧血、白血病）
 - アレルギー性疾患および膠原病（リウマチ、全身性エリテマトーデス、ベーチェット病、シェーグレン症候群、多発性筋炎を含みます）

【**女性の方**】（未成年者は除く）

上記に加え、以下に該当する被保険者についてはお申込みいただけません

- ・ 現在、妊娠している方

- ・ 過去5年以内に、妊娠・分娩に伴う異常で、入院したり手術を受けたりしたことがある方（帝王切開を含みます）（「妊娠・分娩に伴う異常」とは、以下のものを含みます。妊娠高血圧症候群、切迫早産、早産、帝王切開、子宮外妊娠）
- ・ 過去2年以内に、乳房、卵巣、卵管、子宮、膣の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある方
- ・ 過去2年以内に、乳房、卵巣、卵管、子宮、膣の病気で、医師から異常、要治療を指摘されたことがある方

3. 責任開始日及び保険期間について 【契約概要】 【注意喚起情報】

インターネットでのお申込手続き完了後、通常1～3営業日以内に保険契約の引受承諾可否のメールを登録アドレスにお送りします。当会社が保険契約の引受を承諾した場合には、その日より保障が開始されます。

責任開始日については、引受承諾メールにお知らせするマイページにてご確認ください。

4. 補償内容について 【契約概要】

この保険契約の保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）と支払額等は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款をご参照ください。

①入院保険金

支払事由	被保険者が、保険期間内に治療を目的として次のいずれかに該当する入院（注）をした場合 （ア）責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を原因とした入院 （イ）責任開始日以後に発病した疾病（異常分娩を含みます。以下同様とします。）を原因とした入院 （注）美容上の処置、正常分娩、疾病を原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。
支払額	1回の入院につき、 保険証券記載の入院保険金日額×入院日数
支払限度日数	30日
保険金受取人	被保険者（注） （注）被保険者が未成年かつ被保険者に収入が無い場合は保険契約者とします。

②手術一時金

支払事由	被保険者が、次のいずれかを直接の原因として、その治療を目的とした手術（注1）を受けた場合 （ア）責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害 （イ）責任開始日以後に発病した疾病 （注1）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注2）をいいます。ただし、次の（a）から（p）に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 （a）創傷処理 （b）切開術（皮膚・鼓膜） （c）デブリードマン （d）骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 （e）抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術 （f）異物除去（外耳、鼻腔内） （g）鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜） （h）魚の目、タコ切除術（鶏眼・胼胝切除術） （i）美容整形上の手術 （j）疾病を直接の原因としない不妊手術 （k）診断、検査（注3）のための手術 （l）吸引および穿刺などの処置 （m）神経ブロック （n）抜釘術 （o）屈折異常に対する手術 （p）不妊症の治療のための手術 （注2）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みま
------	--

	す。 (注3) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。
支払額	1回の手術につき、 ア. 保険証券記載の入院保険金日額 × 10 (その手術が、入院保険金の支払事由に該当する入院中に受けた手術である場合) イ. 保険証券記載の入院保険金日額 × 5 (その手術がア. 以外の手術である場合)
保険金受取人	被保険者 (注) (注) 被保険者が未成年かつ被保険者に収入が無い場合は保険契約者とします。

5. 保険金をお支払いできない主な場合 【契約概要】 【注意喚起情報】

以下は主な場合を記載しておりますので、詳細は普通保険約款をご確認ください。

- (1) 被保険者が次のいずれかを原因として生じた支払事由に対しては、保険金を支払いません。
 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 2. 被保険者の犯罪行為
 3. 被保険者の薬物依存
 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 8. 頸部症候群 (いわゆる「むち打ち症」または腰痛で、いずれも医学的他覚所見のないもの (原因の如何を問わない))
- (2) 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額および保険金の削減払い
 1. 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。
 2. 当会社は、保険金の支払事由に該当する場合でも、想定外の事象の発生による保険金の支払事由に該当した被保険者数の急激な増加等により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を当会社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

6. 保険金の支払限度額および支払限度額に達した場合の取扱 【契約概要】 【注意喚起情報】

- (1) 保険金の支払限度額は、同一の被保険者について一の保険期間中に支払事由の生じたすべての保険金を通算して80万円を限度とします。
- (2) (1)の支払限度額に達しても保険契約は失効 (消滅) しません。支払限度額に達した日の翌日から保険期間満了日までの間に保険金の支払事由が発生しても保険金を支払いません。
なお、更新時に保険金の支払限度額は復元します。
- (3) 保険金の支払限度額に達しても月払い保険料の払込は継続します。

7. 保険期間および保険契約の更新 【契約概要】 【注意喚起情報】

- (1) 保険期間
この保険の保険期間は、責任開始日から1年間です。
- (2) 保険契約の更新
 1. 当会社は、保険期間の満了日の2か月前までに保険契約者に更新後の保険契約の内容を記載した更新案内を指定アドレスへ通知します。
 2. 保険契約者が、保険期間の満了日までに保険契約を更新しない旨の通知をしない限り、保険契約は1の更新案内に記載された内容で更新されます。

3. 2により、保険契約が更新された場合には、当社は、保険契約者の指定アドレスに更新完了を通知し、更新後の保険契約内容をマイページに表示します。
 4. 更新日における被保険者の満年齢がおとな向けプランは66歳、お子さま向けプランは18歳となる場合には、この保険契約は更新されず、更新前の保険契約の満了日をもって満了します。
- (3) 保険契約更新時の条件変更等
1. 当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
 2. 当社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、更新契約の引き受けを行わないことがあります。
 3. 1または2の対応を行う場合、当社は保険契約者に対して保険期間の満了日の2か月前までにその内容を通知します。

8. 引受条件（契約プラン）と保険料について 【契約概要】

- (1) 保険料と保険金額は、被保険者の年齢によって決定されます。年齢別の保険金額（加入時および更新時の被保険者の満年齢で変動します。）については、保険契約申込ページおよびマイページに記載しますので、ご確認ください。
- (2) 保険料は月ごとにクレジットカードによるお支払いになります。（ご登録いただいたクレジットカードから、自動で支払いがされます。「保険料のクレジットカード払特約」において、払込手続、保険料払込みのみなし扱いおよびクレジットカード会社から保険料を領収できない場合の扱い等について規定します。

9. 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効等 【注意喚起情報】

- (1) 保険料の払込期日

保険料の払込期日は次のとおりです。

保険料	払込期日
第2回以降の保険料	保険期間の初日の月単位の応当日※

※ 応当日とは：契約日に対応する日です。例えば、1月1日が保険期間の初日の場合は毎月1日、1月31日が保険期間の初日の場合は毎月最終日が、応当日となります。

- (2) 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効

保険料には、(1)の払込期日からその日を含めて30日間の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間内に、未納となっている保険料の払込みがない場合の保険契約の取扱は次のとおりとします。

保険料	保険契約の取扱
第2回以降の保険料	この保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から失効するものとし、当社は、その旨を保険契約者に通知します。

- (3) 保険料払込猶予期間中の事故

猶予期間中に保険金支払事由が発生した場合、当社は未払保険料相当額を差し引いて保険金を支払います。

10. 保険契約の消滅等 【契約概要】

次の事由に該当した場合には、その事由が発生した日に、この保険契約は消滅します。

- ・被保険者が死亡した場合

11. 告知義務等について 【注意喚起情報】

- (1) ご契約者または被保険者には、ご契約時、当社が申込ページ等で告知を求めた事項について、正確に告知していただく義務（告知義務）があります。故意または重大な過失によって事実と違う告知をされた場合、または重要な事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社がご契約を解除することがあ

ります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、原則として保険金をお支払いできません。

- (2) 告知いただく事項は、公平な保険契約の引受判断を行ううえで重要な事項となります。健康状態等のご回答内容によってはご契約の引受けをお断りする場合があります。
- (3) 当会社に通知している保険契約者および被保険者の氏名、保険契約者の住所、通知先（電話番号・通知先アドレス）に変更があった場合には、マイページから変更内容を当会社にご通知してください。

12. お申し込みの撤回（クーリング・オフ）について 【注意喚起情報】

保険契約者は、お申込み後であっても、申込日から8日以内※であれば、保険契約申込みの撤回（以下「クーリング・オフ」という。）を行うことができます。クーリング・オフされる場合には、保険契約者マイページ等（当会社ホームページのお問い合わせフォームを含む。）または郵便（封書またはハガキ）により、当会社までお申し出ください。郵便による書面にはクーリング・オフする旨を明記し、保険契約者の署名、住所および電話番号を記入してください。

クーリング・オフされた場合で、既に払い込まれた保険料がある場合、当会社は全額をすみやかに返還します。

※ 申込日から8日以内の入力完了（保険契約者マイページ等）または消印有効（郵便の場合）をいいます。

13. 解約時の保険料の返還について 【契約概要】

この保険の保険料は月払ですので、解約時の未経過期間に対応する保険料の返還はありません。

14. 満期返戻金・契約者配当金 【契約概要】

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

15. セーフティネットについて 【注意喚起情報】

当会社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

16. 保険金の請求手続きについて 【注意喚起情報】

- (1) 保険金の支払事由が発生した場合は、当会社まで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金の請求手続きは、マイページより行っていただくことができます。ご不明な点は当会社までご連絡ください。
- (3) 保険金の請求に際しては、診療明細書、医師による診断書等、当会社の指定する書類を提出いただくことが必要となります。診断書等の書類取得にかかる費用はお客様にてご負担いただくことがあります。
- (4) 保険金を請求する権利は、保険金の支払事由が生じたときから3年間ご請求がなかった場合、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

17. 保険証券発行の省略 【契約概要】

当会社は、この保険において書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者に認証用メールアドレスを登録いただき、保険契約者がこれを入力することにより、インターネット上のマイページにログインして保険契約の詳細内容をご確認いただく方法を実施しておりますので、予めご了承ください。

18. 保険料控除について 【注意喚起情報】

所得税法上の「保険料控除」の対象となる保険商品は、生命保険および所得税法第77条に規定する「地震保険」に限られており、この保険は、これに該当いたしません。

19. 少額短期保険業者の引受制限について 【注意喚起情報】

少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。

- (1) 保険期間は1年以内（損害保険商品は2年以内）であり、1被保険者あたりの保険種類ごとの保険金額が法令で定める金額以下（医療保険：80万円、損害保険：1,000万円など）。
- (2) 1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下（個人賠償責任保険については、別枠で1,000万円以下）。
- (3) 1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下（医療保険の場合は8,000万円以下）。

20. 指定紛争解決機関について 【注意喚起情報】

当社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、当社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 SF ビル 2 階

Tel 0120-821-144 Fax 03-3297-0755

受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00 受付日:月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

21. 支払時情報交換制度 【注意喚起情報】

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

<http://www.shougakutanki.jp/>

本書面に関するお問い合わせやご相談・苦情等は

スマートプラス少額短期保険株式会社 関東財務局長（少額短期保険）第93号

〒102-0073

東京都千代田区九段北1丁目8番10号住友不動産九段ビル9階

メールアドレス:support-cancel@smartplus-insurance.com

2023年12月 はフ_重説_0001_01